R04-37　 Q＆A農業法人化マニュアル　改訂第６版　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設問 | 項　　　目 | 改訂概要 |
| 全般 | 各設問の標題 | ・本書の性格に合わせ、各設問の問いの内容に変更 |
| 序章  Q１  Q２ | 法人化に当たって  法人化する前にどのようなことをすべきですか？  経営を発展させている農業法人の具体例を教えてください。 | ・前版「１農業経営の発展過程と法人化」「２法人化する前の準備」を統合し、家族経営の法人化は「農業経営発展過程・経営管理モデル ステージ３ ポジション１」段階の①経営理念・経営戦略の構築②複式農業簿記記帳・青色申告の取り組み③労務管理の取り組み④家族経営協定の取り組みを経ることが望ましいとの説明を充実  （新　規）  ・個人農家から法人化した事例（茨城県稲敷市・株式会社れんこん三兄弟）、異業種（建設業）から新規就農し法人化した事例（静岡県浜松市・株式会社アイファーム）を追加 |
| 第１章  Q５  Q７  Q８  Q９  Q10 | 法人化の目的、メリット  法人化した場合、税制上どのようなメリットがありますか？  法人化により税金や社会保険料などの負担額はどう変わりますか？  法人化に対する支援策にはどんなものがあるのですか？  農業法人と個人では、資金の借入に違いがあるのですか？  法人化した場合、新たな義務や負担が生ずることはないのですか？ | ・農事組合法人に関する特例「従事分量配当等の損金算入」の説明に「インボイス制度の実施により、免税事業者の組合員に対する従事分量配当の仕入税額控除が制限される」とのただし書きを追加  ・表「夫婦で農業に従事する場合のモデル試算表」の各試算数値を更新  ・「法人が認定農業者に認定された場合」の説明で、支援措置（スーパーＬ資金の低利融資や経営所得安定対策など）の記載を見直し（新設Q50に認定農業者制度全般を記載）  ・円滑化貸付の記載を削除  ・「税制」の標題を見直し（規模が小さいと税負担等が増加する→所得が少ない経営では税負担等が増加することがあります）  （新　規）  ・「安全衛生教育」の項目を追加し、法人化に伴い実施が義務付けられる旨の説明を追加 |
| 第２章  Q12  Q13  Q15  Q17  Q19  Q20  Q21 | 農業法人の設立  法人化しようとする場合、法人の形態にはいろいろありますが、どのように選んだらいいのですか？  株式会社などは会社法、農事組合法人は農業協同組合法に基づいて設立されると聞きましたが、その違いと留意点などについて教えてください。  一般法人（農地所有適格法人以外の法人）が農業を経営する場合、どのような要件が必要ですか？  農地所有適格法人の要件を備える法人を設立する場合、何か制限があるのですか？  株式会社は総会や取締役のほかに、取締役会や監査役などの機関があると聞きました。具体的にどのような機関を設ければよいのでしょうか？（以下略）  設立に当たっての手順や事前準備はどうするのですか？  設立に当たっての費用はどのくらいかかるのですか？ | ・「集落ぐるみでつくる集落営農法人」の説明で、大きな集落営農で全員参加型の組織に考えられる形態として、農事組合法人と株式会社に加え一般社団法人を追加  ・「①事業の範囲」の説明で、農事組合法人で制限されている具体例（飲食店（生産した農産物を加工する小規模なものを除く）、除雪の事業）を追加  ・（囲み）「旧有限会社が通常の株式会社へ移行する場合」の説明で、（２）定款変更の決議後に行う登記のうち「支店の所在地においては３週間以内」を削除  ・「一般法人は貸借に限って農地の権利取得ができます」の説明で、農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い記載を見直し（農業経営基盤強化促進法→農地中間管理事業推進法、農用地利用集積計画→農用地利用集積等促進計画）、農地利用に関する基本的な要件一つを削除（経営面積が一定以上（下限面積））  ・「法人組織の形態要件」の説明で、「一般社団法人は解除条件付きで農地を借りることは可能だが、所有はできない」とのなお書きを追加  ・「事業要件」の説明で、（枠内の）関連事業に「農畜産・林産バイオマス発電・熱供給」及び「営農型太陽光発電」を追加  ・「議決権要件」の説明で、対象者を冒頭に移動するなど記載内容を整理・見直し  ・「『過半』や『２分の１超』に注意」として、議決権要件では総議決権の半数を上回る必要があること、「登記前に農業委員会に確認を」として、登記後に農地所有適格法人の要件を欠いていることが判明した場合、余計な費用負担が発生する場合があることを追加  ・「取締役会を設置する場合とは」の説明で、「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に変更、併せて株主総会、取締役、取締役会、代表取締役以外の機関に「監査等委員会」「指名委員会等（指名委員会、監査委員会及び報酬委員会）」の機関名及びその説明を追加  （新　規）  ・「出資金の履行と口座開設」の項目を追加し、募集設立の場合に払込金保管証明が必要となること、国内に所在する金融機関等で口座開設等を行う人は居住地国等を記載した届出書の提出が必要になること等を説明  ・「法人化の新たなデメリット？ ～法人化と個人情報」の項目を追加し、法人の所在地等がインターネットなどで公表される状況から、法人の所在地を代表者の自宅住所と分ける利点などを説明  ・表「株式会社・農事組合法人の設立に必要な費用」のうち定款の認証代を「資本金の額が100万円未満の場合は３万円、100万円以上300万円未満の場合は４万円、その他の場合は５万円」に変更 |
| 第３章  Q27  Q32 | 法人設立の留意点  相続税や贈与税の納税猶予の特例を受けている農地を農業法人に貸したり譲渡したりしたらどうなりますか？  私たちの農業法人は、近隣集落の他の法人との合併を検討中です。合併にも種類があると聞きますが、税務上の取り扱いも含めて教えて下さい。 | ・農業経営基盤強化促進法等の改正により農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が農用地利用集積等促進計画に統合されたことに伴い、令和７年４月１日までの２年間、地域計画を策定した市町村の区域内では、農用地利用集積等促進計画により行われる貸付け等に対して記載の税制が適用される旨の注釈を追加  ・合併等により農地法第３条の許可の対象とならずに農地の権利を取得した場合は、10か月以内に取得した農地のある農業委員会に届出が必要となる旨のただし書きを追加 |
| 第４章  Q37  Q39 | 労務管理と福利厚生  労働保険（労災保険と雇用保険）の適用に関する手続や保険料はどうなっていますか？  農業法人の役員やパートタイマーの社会保険制度の適用については、どのように考えればよいでしょうか。 | ・雇用保険の保険料を更新（事業主（法人）／賃金総額の1000分の７→９.５、従業員／同1000分の４→６）  ・「パートタイマーの社会保険加入」の説明で、加入が義務付けられる企業の従業員数（500人以下→100人以下）、所定労働時間の範囲（１日又は１週間→１週間）を更新  ・（参考）「社会保険制度の総まとめ」の表「各制度の保険料」（介護保険、雇用保険）、表「保険料試算」（同）の各数値及び合計数値を更新 |
| 第５章  Q47 | 集落営農の法人化  任意の集落営農組織が補助事業等で導入した機械・施設等、固定資産の法人への引き継ぎはどうなりますか？ | ・表「補助対象財産の法人への承継による補助金及び課税の取扱い（非同族会社の場合）」を更新 |
| 第６章  Q50  Q52  Q54  Q55 | その他農業法人関連事項  認定農業者制度とはどのようなもので、メリットはあるのでしょうか。  「地域計画」や農地中間管理事業を農業法人としてどのように活用していけばいいのでしょうか？  農業経営基盤強化準備金とは、どのような制度ですか？  法人化後、経営の悩みや有益な情報を共有する仲間が欲しいです。 | （新　規）  ・認定農業者制度の概要、認定農業者になるための手続き、農業経営改善計画の記載内容と認定要件、各種支援措置（経営所得安定対策、融資、税制、その他）、認定農業者の組織化を説明  ・農業経営基盤強化促進法等の改正で「地域計画」が法定化されたこと等に伴い、「協議の場」（地域の話し合い）に積極的に参加し、農業者と関係機関の理解を得て農地の集約化を進めること、メリットが増える農地中間管理機構（農地バンク）を積極的に活用することなどに説明を見直し  ・「積立限度額の計算」の説明で、②積立年度の所得の金額に「期限切れ取崩額を控除した」を追加し、期限となる５年を経過した場合の法人税申告書別表４の記載内容を見直し  ・「圧縮記帳と対象資産」の説明で、「令和５年の税制改正により、対象となる特定農業用機械等から取得価額が３０万円未満の資産を除外される」との説明を追加  ・「公益社団法人 日本農業法人協会」の概要、入会のメリット、主な活動紹介を更新、「日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言」「農業法人白書」の二次元コード等を追加 |
| 付録 | 農業法人設立・経営相談の窓口 | ・「農業を担う者」の確保・育成拠点の名称、住所、連絡先を更新（農業経営相談所等→農業経営・就農支援センター等） |

※）上記の他にも内容・表記等の見直しを行っています。